

総合環境政策局環境影響評価課

1. 事業の概要

環境影響評価の技術手法については、最新の科学的知見や社会的要請を踏まえて技術的な検討を行い、その結果を基に継続的に見直しを行っている。これまでの事業実施段階における生物多様性に関する環境影響評価では、生態系の「構造」に着目し、上位性、典型性、特殊性の観点から事業対象地域の生態系の特性を現す生物種を選び、それらに対する影響を調査することで、事業の影響の程度を把握する手法を用いてきた。また、その考え方を基にしつつ既存資料を用いた技術手法を計画段階での環境影響評価の手法として設定した。

一方、生物多様性の分野では、生態系の「構造」と「機能」を維持できる範囲内で自然資源の管理と利用を順応的に行うことが原則であり、平成19年11月に閣議決定された「第三次生物多様性国家戦略」においても指摘された。また、平成20年の通常国会で成立した生物多様性基本法では、生物の多様性に影響を及ぼすおそれのある事業について、生物の多様性に関する環境影響評価の推進が規定されるなど新たな対応が求められている。

このように環境影響評価における生物の多様性保全の観点からの一層の取組が急務となっていることを踏まえ、生物多様性への環境影響評価に関する技術手法の知見をとりまとめる。

2. 事業計画

事業による影響を調査・予測・評価するという環境影響評価制度に生物多様性国家戦略に示された基本的考え方を組み込み、生物多様性・生態系への影響を回避・低減するため、要するコスト・期間・情報等の面からの制約も加味しつつ環境アセスメント技術手法を検討する。

事業概要	H21	H22	H23
・生物多様性に関する環境アセスのあり方の検討			
・調査研究資料の収集・整理		-----	
・調査・予測技術の整理・検討、現地調査による検証	-----		
・生物多様性に関する環境アセス技術手法とりまとめ		-----	

3. 施策の効果

生物多様性・生態系の機能が維持できる範囲内の影響か否かを調査・予測・評価する技術手法等が明らかとなり、より適切な環境影響評価が行われるとともに、事業計画に生物の多様性への適切な配慮が盛り込まれる。

未確立環境影響予測モデル検討調査費(生物多様性分野)の検討の概要

生物多様性基本法の成立(H20年の通常国会、6月施行)

第25条(環境影響評価の推進)

国は、「生物の多様性に影響を及ぼすおそれのある事業を行う事業者等が、その事業に関する計画の立案の段階からその事業の実施までの段階において、その事業に係る生物の多様性に及ぼす影響の調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る生物の多様性の保全について適正に配慮することを推進するため、事業の特性を踏まえつつ、必要な措置を講ずるものとする。」

第22条(調査等の推進)

第1項 国は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を適正に策定し、及び実施するため、生物の多様性の状況の把握及び監視等の生物の多様性に関する調査の実施並びに調査に必要な体制の整備、標本等の資料の収集及び体系的な保存並びに情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。
第2項 国は、生物の多様性の状況及びその恵沢を総合的に評価するため、適切な指標の開発その他の必要な措置を講ずるものとする。

平成22年度には名古屋市において生物多様性条約第10回締約国会議が開催

生物の多様性保全の観点からの取組をより一層加速

生物多様性への影響の調査・予測・評価の技術手法の確立

現在用いられている手法

第三次生物多様性国家戦略(平成19年11月)

自然資源の管理と利用を順応的に行うことが原則
生態系の構造と機能を維持できる範囲内で

アセスで調査・予測・評価しなければならない影響	技術手法	
	事業実施段階アセス(EIA)	計画段階アセス(SEA)
生物多様性・生態系の構造を維持できる範囲内の影響か否か	上位性、典型性、特殊性の観点から事業対象地域の生物多様性・生態系の特性を現す生物種を選び、それらに対する影響を調査することで、影響の程度を把握する手法	動植物の生息・生育環境の場の面積を評価指標とし、生物の分布等を既存資料を用いて図化したものと計画案を重ね合わせて改変面積を予測することで、影響の程度を把握する手法
生物多様性・生態系の機能を維持できる範囲内の影響か否か	事業実施に伴う影響が、「水浄化機能」「物質循環機能」「土壌保全機能」等生物多様性・生態系が有している機能が維持できる範囲内か否かを把握する手法	
	現地を実際に調査して予測・評価	既存資料を用いた調査・予測・評価

この考え方を基に既存資料を用いた評価手法を設定

新たに確立する手法

環境影響評価法

第51条 「国は、環境影響評価に必要な技術の向上を図るため、当該技術の研究及び開発の推進並びにその成果の普及に努めるものとする」

- 最新の科学的知見に基づいた技術手法の開発及び改良
- 環境保全措置に関わる技術についての開発等